

小水力発電の導入促進及びそれに向けた更なる規制緩和を求める意見書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、わが国のエネルギー政策は大きな転換期を迎えており、本年9月には、国において「革新的エネルギー・環境戦略」が決定されたところであり、エネルギー安定供給の確保は重要な国家的課題となっている。

本県においては、「環境先進県・かごしま」を目指し、新エネルギー導入ビジョンを策定し、太陽光、小水力など新エネルギーの導入促進を図っているところである。

小水力発電は、発電設備設置時の土地の形状変更が小さく、使用水量も少ないため、河川等の水質や周辺生態系への影響が小さく、自然にやさしいクリーンエネルギーのひとつであり、将来的に大きな可能性をもつものと考えている。

国では、平成23年3月河川法施行令の一部を改正する政令により、小規模従属発電について規制緩和が行われ、現在も、小規模な水力発電についても許可権限を知事に移譲される等の規制緩和が行われようとしている。

しかしながら、権限が知事に移譲されても、一部に国の認可が必要であるなど、規制緩和については未だ不十分なものとなっている。

については、国土交通省をはじめ農林水産省、経済産業省においては、エネルギー安定供給確保のため、小水力発電の導入促進及びそれに向けた更なる規制緩和が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

鹿児島県議会議長 金子万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣